



日本税理士会連合会
会長 平田公敏 殿

1994年1月31日

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区平塚1-5-21-12
代々木リモン308号
TEL 03-3354-4162
会長 辻村祥造

税制改正に関する対応についての要望書

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃は当連盟の活動に深いご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、首相の諮問機関である政府税制調査会（加藤寛会長）で税制改革についての審議がなされ、平成5年11月19日には中期答申が出されました。

最近、連日のようにマスコミを賑わしておりますが、その内容は直間比率の見直しという名目の所得税の最高税率の引き下げ、累進税率の見直しをベースとした所得税減税並びに消費税の増税であります。安易な消費税率の引き上げは、消費税導入の際に最も危惧されていたことです。

貴会では、「平成6年度の税制改正に関する建議書」及び同建議書の補足説明を関係省庁へ提出されたとのことですが、私たち全国青年税理士連盟の以下に述べます意見をご検討いただき、貴会におかれましても関係省庁に緊急に追加して建議されますよう要望いたします。

・景気対策としての所得減税

現在の状況では、所得減税をしてもローンの返済や将来の雇用不安に対する懸念から、減税分が貯蓄に回る可能性が高く、景気対策になるとは考えられません。経済企画庁でさえも、「所得減税をしても景気浮揚につながるかどうか分からない。」と発言をしたとの報道がなされています。

消費税率のアップは物価の上昇を伴い、消費の停滞、不況の深刻化をもたらし、仮に所得税減税を先行させたとしても、消費税の増税は景気回復のマイナス要因となることは明らかです。これでは消費税の価格転嫁がままならない零細企業や個人事業主にとっては、税金どころか事業そのものの存続自体が危ぶまれることにもなりかねません。

欧米に比べて生活の基本経費が割高である日本では、消費税を1年間停止することが、所得税減税よりよほど景気浮揚策として有効な方策であると考えます。

・不公平税制としての消費税

消費税は応能負担原則に反する逆進性を有する税です。また、簡易課税、限界控除、免税点などによって、消費者の支払った消費税の一部が事業者の手元に残

る益税となるという批判もあります。このうえ消費税の税率がアップすればますます税制における不公平は拡大されていくことになります。

消費税増税、所得税減税を実施した際の税負担について、それぞれの所得階層の負担額がマスコミなどによって報道されていますが、高額所得者を優遇し、低所得者層に負担を強いる結果になっています。これでは国民にコンセンサスを得られる公平な税制とはとうてい考えられません。

・直接税と間接税

間接税である消費税はモノやサービスの価格に隠れているため、税の負担感が薄れていきます。結果、国民の税制や財政に対する関心が弱まり、税の使われ方はもちろん国政への参加意識が薄れていくと考えます。

一方直接税である所得税は、所得の再配分機能という重要な役割を持っており、また税を直接支払うために、国民は痛税感を通じて税制や財政に関心を強める効果があります。

直接税中心の税体系こそが、わが国にふさわしい真に公平な税制であると考えます。

・高齢化社会の消費税

高齢化社会に向かって消費税が必要であるとすれば、今後消費税率は益々アップしていくことでしょう。福祉の充実を人質に増税を強行しようとしていると言えます。福祉のためと言いながら、消費税の負担を通じて社会的弱者の生活を圧迫していくことは避けられません。あくまでも消費税率のアップの目的は、安定的なしかも莫大な税収を確保することであり、高齢化社会における福祉の問題と、消費税率アップについては冷静に区分して論議する必要があります。よって現在のような二者択一的な審議の仕方は避けるべきだと考えます。

政府税制調査会は、平成5年10月15日の参考人からの意見聴取で、直間比率の見直し、消費税増税について大筋で容認されたと述べています。本当でしょうか。同調査会が聴取したその意見も、歳出を削減する努力が必要であるなどの条件付きでした。

私たち全国青年税理士連盟は、税制の基本は応能負担が原則であると考えます。

税制に関して、消費税増税以外に財源確保の道はないのでしょうか。利子・配当所得や有価証券譲渡所得などの総合課税化、政策的配慮による特例的な税制など見直すべき点は多く残されています。消費税を1パーセント上げれば2兆円増収になるという安易な策に頼るべきではありません。また、赤字財政の問題、高齢化社会の問題について政府自らの体質をまず見直すことから始めるべきであると考えます。